

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 木城町

令和8年6月29日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.3%
全職員	68.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	73.0%
本庁課長補佐相当職	95.8%
本庁係長相当職	99.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	84.8%
31～35年	91.9%
26～30年	94.3%
21～25年	85.9%
16～20年	95.2%
11～15年	96.5%
6～10年	96.1%
1～5年	87.1%

【説明欄】

◇役職段階別の本庁部局長・次長相当職は、当町に該当が無いため対象外としている。
◇常勤職員の割合は男性が多く、常勤職員以外の職員の割合は女性が多いため、全職員で比較すると男女の給与の差異が大きくなっている。
◇扶養手当を男性に支給している割合が88.6%、時間外手当の平均支給額における女性に対する男性の割合が192.8%となっており、各手当の支給額の差が、男女の給与の差異となっている。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	6.25%

【説明欄】

◇男女別管理職登用比率は、男性が25.0%、女性が2.9%となっている。女性職員の育児休業取得期間が長いため、男性職員に比べ昇格に遅れが生じていること、勤続年数の長い女性職員が少ないことが要因であると考えられる。

(参考) 勤続年数別の女性割合

勤続年数36年以上：40.0% 31～35年：23.1%
26～30年：31.3% 21～25年：15.4%

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	7.7%
本庁課長補佐相当職	28.1%
本庁係長相当職	40.0%

【説明欄】

◇役職段階別の本庁部局長・次長相当職は、当町に該当が無いため対象外としている。

◇課長相当職及び課長補佐相当職の女性職員の割合が低い要因として、女性職員の育児休業取得期間が長いため、男性職員に比べ昇格に遅れが生じていること、勤続年数の長い女性職員が少ないことが要因であると考えられる。(II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の説明欄参照)

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	66.7%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	33%	—	—	—
1週間以上2週間未満	67%	—	—	—
2週間以上1月以下	—	—	—	—
1月超3月以下	—	—	—	—
3月超6月以下	—	—	—	100%
6月超9月以下	—	50%	—	—
9月超12月以下	—	50%	—	—
12月超24月以下	—	—	—	—
24月超	—	—	—	—

【説明欄】

◇人事担当から対象者へ取得勧奨を実施している。

◇育児休業取得率

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	33.3%	0%	0%	0%	66.7%
女性	100%	100%	100%	100%	100%

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	4. 82時間/月
内部部局等以外	4. 97時間/月

【説明欄】

◇平均超過勤務時間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内部部局等	4. 19時間	8. 67時間	7. 22時間	7. 60時間	4. 82時間
内部部局等以外	9. 25時間	8. 00時間	7. 20時間	8. 60時間	4. 97時間